安倍政権の労働法制の大改悪に反対する世論と運動を広げよう!

安倍政権は、「正社員ゼロ・生涯派遣」につながる、労働者派遣法の改悪案と「残業代ゼロ法案」を今国会に提出しました。過去2度の国会で廃案になった労働者派遣法改悪案は5月12日に衆議院で審議入りしました。

派遣労働は正社員の代わりにならないよう、臨時的・一時的な業務に限定され、原則1年、最長3年に期間制限がありました。ところが派遣法の改悪案では、3年ごとに職場の「過半数代表」(労働組合など)の意見を聞けば、たとえ反対されても、企業が人を変えたり部署を変えたりすれば、派遣労働を使い続けられる制度にしようとしています。

派遣労働者は低賃金・不安定雇用に苦しめられており、労働者派遣法は、規制を 緩和するのではなく「均等待遇」と「臨時的・一時的な業務への限定」を明記する などの改正が必要です。

また、残業代ゼロ制度の新設を含む労働基準法の大改悪案では、労働時間・休憩・休日や深夜残業の割増賃金に関する労働基準法の規定をはずす働き方を、新たにつくろうとしています。残業をしても休日出勤をしても賃金は支払われません。高度な専門性、年収 1075 万円以上などの要件を付けていますが、日本経団連は将来的には、年収 400 万円までに広げたいとしています。すでに残業代ゼロ制度が導入されているアメリカでは、労働者が長時間労働を強いられ、オバマ大統領が残業代支払い対象の労働者を増やすよう、制度の見直しを労働長官に指示しています。

同時に裁量労働制の拡大も狙われています。現在は専門的 19 業務と本社の企画、立案業務に限定されていますが、これを営業や企画の実施管理業務に拡大しようとしています。

労働基準法は、人たるに値する最低限度の労働条件を全労働者に保証する法律であり、適用しない人をつくるべきではありません。労働時間規制の緩和は、昨年成立した、「過労死等防止対策推進法」の趣旨にも反するものです。

ただ、今の労働基準法にも、労使が協定を結ぶと、残業時間の上限がなくなって しまう欠陥があります。ヨーロッパ諸国のように、労働の原則「1 日 8 時間・週 40 時間以内」がいきるルールづくりのために、労働時間の上限を法律で定めるべきで す。

安倍内閣は、この他にも「解雇の金銭解決制度」などの労働法制の規制緩和を成長戦略の1つとして位置づけ、「企業が世界で一番活躍しやすい国づくり」を強引に推し進めようとしています。このような改悪が実現すれば、労働者は無権利の状態に置かれ、いっそうの長時間労働に駆り立てられることは明らかです。

すべての労働者が人間らしく働ける労働時間の短縮と雇用の安定を求め、すべての労働組合、市民との共同をいっそう強めましょう。日本中をブラック企業にしかねない労働法制の大改悪反対の世論と運動を職場・地域から大きく広げていきましょう。

2015 年 5 月 30 日 茨城労連 第 56 回評議員会